

京 都 大 学 広 報 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>第5条 委員会に、広報活動の具体的な企画及び実施のために、必要に応じて専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、総務部広報課において処理する。</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>第4条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(同 左)</p> <p>第5条 <u>委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</u></p> <p>2 <u>委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p>第6条</p> <p>2</p> <p>第7条</p> <p>(同 左)</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年6月26日から施行する。</p>